

平成30年度税制改正主要事項

1. 新規・拡充事項

- (1) 森林吸収源対策の地方財源確保に係る森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設
- (2) 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置（相続税）
- (3) 農業用ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置（複数税目）

2. 延長事項

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長（所得税・法人税）
- (3) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の2年延長（固定資産税・都市計画税）

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

【森林環境税(仮称)】

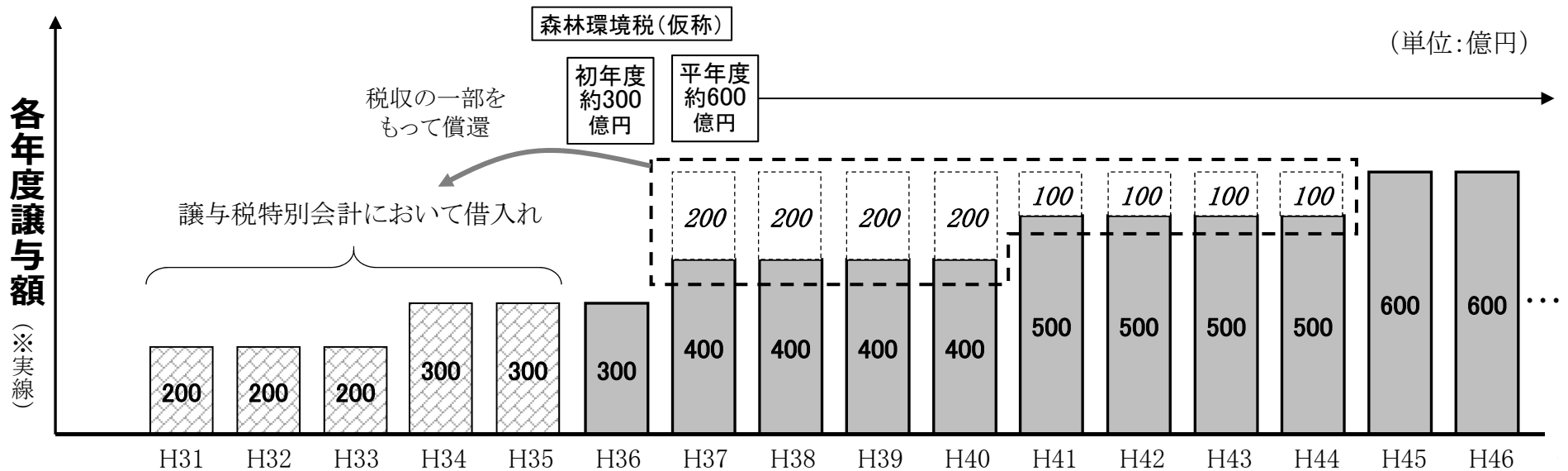
- ・ 森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税。
- ・ 税率は、年額1,000円とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収。
- ・ 市町村は都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。
- ・ 森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税。

【森林環境譲与税(仮称)】

- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与。
(譲与基準及び経過措置は別紙参照)
- ・ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。
- ・ 使途等を公表しなければならない。
- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準 (別紙)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

平成 30 年 度
税 制 改 正 事 項

平成 29 年 12 月
農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地法等の改正を前提に、コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地について、相続税等に関する法令の適用上、農地と同様の扱いとする所要の措置を講ずる。(複数税目)
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置(農業)の適用期限を3年延長する。(軽油引取税)
- 3 農業経営基盤強化準備金制度(交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入)について、米の直接支払交付金を対象交付金から除外する等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税・法人税)
- 4 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置(貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等)について、対象となる農地の範囲を明確化した上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税・都市計画税)
- 5 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る農業競争力強化支援法に基づく設備廃棄等欠損金の特例措置の適用期限を2年延長する。(法人税)
- 6 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(20/1000→10/1000)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)
- 7 平成32年度まで農地の負担調整措置を存続する。(固定資産税・都市計画税)

第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置(登録免許税(合併による不動産の所有権の移転4/1000→2/1000等)、不動産取得税(不動産価格の1/6控除))について、中小企業等経営強化法の改正を前提に創設する。

【経産省等2省共管】

- 2 卸売市場法等の改正を前提に、規制の見直し後の中央卸売市場又は地方卸売市場について、引き続き、収用交換等の場合の譲渡所得

の特別控除（5,000万円）の対象とする等の所要の措置を講ずる。
（複数税目）

- 3 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「統合法」という。）の改正を前提に、統合法の一部改正により新たに支給されることとなる特例一時金及び統合法の一部改正等により廃止される特例年金給付等について所要の措置を講ずる。（所得税、国税徴収法、個人住民税）
- 4 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る事業所税（資産割）の特例措置（課税標準の1/4控除）の適用期限を法人の事業について1年3月延長する。（事業所税）
- 5 技術研究組合の所得計算の特例（圧縮記帳）の適用期限を3年延長する。（法人税）

【経産省等3省共管】

- 6 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（会社の設立・資本金の増加7/1000→3.5/1000等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

【経産省等3省共管】

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除）について、脂肪酸メチルエステル製造設備の適用対象を中小事業者等に限定した上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 2 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとする。（所得税・法人税）
※ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（グリーン投資減税）は廃止する。

【経産省等2省共管】

- 3 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置について、特例割合を見直した上、その適用期限を2年延長する。〔食品製造工場・畜産事業場の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※ 特例割合（わがまち特例）

現 行：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲で条例で定める割合

改正後：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合

【経産省等3省共管】

- 4 再生可能エネルギー発電設備（太陽光・中小水力・バイオマス発電設備等）に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、特例割合を見直した上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

※ 特例割合（わがまち特例）

＜バイオマス発電設備の例＞

現行(2万kW未満)：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合

改正後(1万kW未満)：現行と同じ

(1万kW以上2万kW未満)：

2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合

【経産省等2省共管】

第4 都市農業の振興

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）の制定を前提に、同法に基づき生産緑地地区内の農地を貸し付けた場合に相続税の納税猶予が継続される措置等を創設する。（相続税）

【国交省等2府省共管】

第5 森林・林業施策の推進

- 1 森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、パーク堆肥製造業）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 3 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 4 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとする。（所得税・法人税）

※ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（グリーン投資減税）は廃止する。（再掲）

【経産省等2省共管】

第 6 水産施策の推進

軽油引取税の課税免除の特例措置（漁船）の適用期限を 3 年延長する。（軽油引取税）